

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年1月10日
【中間会計期間】	第9期中(自2024年6月1日至2024年11月30日)
【会社名】	Cocolive株式会社
【英訳名】	Cocolive, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山本 考伸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田須田町1-17 T F T 淡路町ビル
【電話番号】	03-6386-0038(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役C F O 戸塚 裕二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田須田町1-17 T F T 淡路町ビル
【電話番号】	03-6386-0038(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役C F O 戸塚 裕二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 中間会計期間	第9期 中間会計期間	第8期
会計期間	自 2023年6月1日 至 2023年11月30日	自 2024年6月1日 至 2024年11月30日	自 2023年6月1日 至 2024年5月31日
売上高 (千円)	487,712	617,831	1,027,747
経常利益 (千円)	104,352	123,747	203,233
中間(当期)純利益 (千円)	71,625	85,054	149,975
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	99,621	222,441	222,441
発行済株式総数			
普通株式 (株)	2,068,780	2,918,600	2,918,600
A1種優先株式 (株)	428,300	-	-
A2種優先株式 (株)	271,520	-	-
純資産額 (千円)	338,786	747,831	662,776
総資産額 (千円)	428,837	872,954	792,194
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	25.87	29.14	53.42
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	26.06	46.87
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	79.0	85.7	83.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	58,042	63,139	157,505
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	288	-	288
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	245,640
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	296,869	705,111	641,972

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第8期中間会計期間は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 当社は、2023年10月31日開催の取締役会の決議により、2023年10月31日付で普通株式1株につき20株、A1種優先株式1株につき20株及びA2種優先株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。
6. 当社は、2023年11月16日開催の取締役会の決議により、2023年12月1日付ですべてのA1種優先株式及びA2種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A1種優先株式及びA2種優先株式につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したすべてのA1種優先株式及びA2種優先株式について、同取締役会決議により2023年12月1日付で消却しております。

7. 当社は、2024年2月28日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第8期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態の状況

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は837,973千円となり、前事業年度末に比べ83,149千円増加いたしました。これは主に前払費用が366千円減少したものの、事業の伸長により、預金が63,139千円増加、売掛金が20,202千円増加したことによるものであります。固定資産は34,981千円となり、前事業年度末に比べ2,389千円減少いたしました。これは主に繰延税金資産が769千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、872,954千円となり、前事業年度末に比べ80,760千円増加いたしました。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債は125,123千円となり、前事業年度末に比べ4,295千円減少いたしました。これは主に未払消費税等が11,786千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、125,123千円となり、前事業年度末に比べ4,295千円減少いたしました。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は747,831千円となり、前事業年度末に比べ85,055千円増加いたしました。これは中間純利益85,054千円により繰越利益剰余金が増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は85.7%となりました。

(2) 経営成績の状況

当中間会計期間における我が国の経済は、日銀による政策金利の引き上げの決定・更なる引き上げの示唆、急激な為替・株相場の変動等により、先行きが依然として不透明な状況となっております。

こうした状況の中、不動産業界においてはオンライン商談の浸透、不動産売買に関する契約書の電子化等、デジタル化の進展が見られます。

更に円安による建築資材の高騰、人手不足等により、国内で住居を提供する不動産業者にとってもデジタル技術を用いた業務改革・経営の効率化が求められる状況となっております。

このような環境において、当社は不動産業界に特化したマーケティング・オートメーションツールである『KASIK A』を提供してまいりました。

その結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高は617,831千円（前年同中間期比26.7%増）、営業利益は123,056千円（前年同中間期比16.1%増）、経常利益は123,747千円（前年同中間期比18.6%増）、中間純利益は85,054千円（前年同中間期比18.8%増）となりました。

なお、当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末より63,139千円増加し、705,111千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の営業活動により獲得したキャッシュ・フローは63,139千円となりました。これは主に、税引前中間純利益によるキャッシュ・フローのプラスの影響が123,747千円発生、売上債権の増加によるキャッシュ・フローのマイナスの影響が20,202千円発生、法人税等の支払額によるキャッシュ・フローのマイナスの影響が32,674千円発生したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間では投資活動によるキャッシュ・フローは生じておりません。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間では財務活動によるキャッシュ・フローは生じておりません。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (2024年11月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年1月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,918,600	2,919,600	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 100株であります。
計	2,918,600	2,919,600	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2025年1月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2024年10月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 56
新株予約権の数(個)	290
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 29,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,181 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2026年11月1日 至2034年10月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,181 資本組入額 591
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要す るものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権証券の発行時(2024年10月31日)における内容を記載しております。

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。また、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、行使価額を下回る払込金額での新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数または} 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{処分株式数}} \times \text{または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}} \times \frac{1 \text{株当たりの時価}}{1 \text{株当たりの時価}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。さらに、決議日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整します。

3. 新株予約権の行使の条件及び取得事由

行使の条件

対象者は、その行使時において、当社の役員、当社の従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。

対象者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

対象者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

対象者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より対象者に通知する。

その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

取得事由

対象者が上記行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、または新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

対象者が権利行使する前に禁錮以上の刑に処せられた場合、当社は、当該対象者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

対象者が新株予約権割当契約の規定に違反した場合、当社は対象者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

募集新株予約権総数引受契約の規定に基づき新株予約権が失効した場合、当社は当該対象者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の対象者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付します。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の対象者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に前記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の取得事由

上記4に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2024年6月1日～ 2024年11月30日	-	2,918,600	-	222,441	-	221,441

(注) 2024年12月1日から2024年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数1,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ250千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2024年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
山本考伸	東京都目黒区	1,302	44.63
富田祐司	埼玉県戸田市	250	8.56
株式会社エアトリ	東京都港区愛宕2丁目5-1	223	7.66
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-1	110	3.77
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	85	2.92
NOMURA PB NOMINESS LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC 4R 3 AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13-1)	43	1.50
木下 圭一郎	東京都千代田区	39	1.35
BBH LUX/BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR SMD-AM FUNDS- DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	80 ROUTE D'ESCH LUXEMBOURG LUXEMBOURG L-1470 (東京都千代田区丸の内1丁目1-2)	35	1.20
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6-21	31	1.06
山田善久	東京都渋谷区	29	1.01
計	-	2,151	73.70

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2024年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,916,500	29,165	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,100	-	-
発行済株式総数	2,918,600	-	-
総株主の議決権	-	29,165	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2024年6月1日から2024年11月30日まで)に係る中間財務諸表について、監査法人FRIQによる期中レビューを受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年5月31日)	当中間会計期間 (2024年11月30日)
資産の部		
流動資産		
預金	641,972	705,111
売掛金	107,612	127,814
前払費用	7,589	7,223
未収入金	86	795
貸倒引当金	2,434	2,971
流動資産合計	754,824	837,973
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品(純額)	391	228
有形固定資産合計	391	228
投資その他の資産		
繰延税金資産	29,912	29,143
その他	7,065	5,609
投資その他の資産合計	36,978	34,752
固定資産合計	37,370	34,981
資産合計	792,194	872,954
負債の部		
流動負債		
未払金	38,117	35,044
未払費用	9,474	13,922
前受金	7,334	5,201
預り金	3,010	9,071
未払消費税等	30,705	18,919
未払法人税等	40,776	42,964
流動負債合計	129,418	125,123
負債合計	129,418	125,123
純資産の部		
株主資本		
資本金	222,441	222,441
資本剰余金		
資本準備金	221,441	221,441
資本剰余金合計	221,441	221,441
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	218,892	303,947
利益剰余金合計	218,892	303,947
株主資本合計	662,776	747,831
純資産合計	662,776	747,831
負債純資産合計	792,194	872,954

(2)【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
売上高	487,712	617,831
売上原価	198,022	270,819
売上総利益	289,690	347,011
販売費及び一般管理費	183,692	223,955
営業利益	105,997	123,056
営業外収益		
クレジットカードポイント収入	167	402
広告収入	186	186
受取利息	1	55
その他	-	48
営業外収益合計	354	691
営業外費用		
支払手数料	2,000	-
営業外費用合計	2,000	-
経常利益	104,352	123,747
税引前中間純利益	104,352	123,747
法人税、住民税及び事業税	31,515	37,924
法人税等調整額	1,211	768
法人税等合計	32,726	38,692
中間純利益	71,625	85,054

(3)【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	104,352	123,747
減価償却費	179	163
貸倒引当金の増減額(は減少)	271	536
受取利息	1	55
売上債権の増減額(は増加)	13,267	20,202
未払金の増減額(は減少)	203	3,653
その他	7,984	4,778
小計	99,316	95,759
利息の受取額	1	55
法人税等の支払額	41,274	32,674
営業活動によるキャッシュ・フロー	58,042	63,139
投資活動によるキャッシュ・フロー		
器具備品の購入による支出	288	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	288	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	57,754	63,139
現金及び現金同等物の期首残高	239,114	641,972
現金及び現金同等物の中間期末残高	296,869	705,111

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
給料賃金	42,804千円	45,411千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表の預金勘定の金額は一致しております。

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社ではKASIKASサービスの提供という単一の事業を日本国内で行っており、当該事業より得られる契約に基づく収益は全て一定期間にわたって認識をしております。よって分解情報を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	25円87銭	29円14銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	71,625	85,054
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	71,625	85,054
普通株式の期中平均株式数(株)	2,768,600	2,918,600
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	-	26円06銭
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	344,728
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	2024年10月17日開催の取締役会決議による第7回新株予約権 新株予約権の数 290個 (普通株式 29,000株)

- (注) 1. 前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、2023年10月31日開催の取締役会の決議により、2023年10月31日付で普通株式1株につき20株、A1種優先株式1株につき20株及びA2種優先株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益を算定しております。
3. 当社は2023年12月1日付で優先株式に関する定款の定めを廃止し全ての優先株式を普通株式に変更しており、前事業年度の期首に普通株式への変更が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年1月10日

Cocolive株式会社
取締役会 御中

監査法人 F R I Q
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三 村 啓 太

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 毅

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているCocolive株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（2024年6月1日から2024年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Cocolive株式会社の2024年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付け

る。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは期中レビューの対象には含まれていません。